

NISA口座（非課税口座）を
開設いただいているお客様へ

長浜信用金庫

NISA口座（非課税口座）の平成30年以後の継続利用のお手続き および「つみたてNISA」のご利用に関するお知らせ

平素は私ども長浜信用金庫をお引き立て賜り誠にありがとうございます。

さて、お客様にご利用いただいております少額投資非課税制度にもとづくNISA口座（非課税口座）につきまして、第1期目の「勘定設定期間」が平成29年末をもって終了します。

従来は、第2期目の勘定設定期間においても継続して新規投資等していただくためには、所定の手続きが必要とされていましたが、その後の税制改正により、下記条件のいずれも満たす場合には、**特段のお手続きなく**、当金庫に開設しているNISA口座を利用して、平成30年以後も継続して新規投資等していただくことができます。

平成29年10月1日時点において、

1. 当金庫に平成29年分の非課税管理勘定が設定されたNISA口座が開設されていること
2. 当金庫にマイナンバー（個人番号）をお届出いただいていること

●お客様が、平成30年以後も当金庫のNISA口座を継続利用することを希望される場合

上記の条件を満たしていますので、現行のNISAを継続利用される場合には、特段、お手続きいただく必要はありません。なお、平成30年1月より、つみたてNISAのご利用を希望される場合には、平成29年中に当金庫所定の書面にてお手続きしていただく必要がありますので、お取引店までご連絡ください。（つみたてNISAの概要については別紙を参照ください。）

●お客様が、平成30年以後は当金庫のNISA口座を継続利用することを希望されない場合

平成29年9月27日までに、当金庫に「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」（以下「届出書」という。）をご提出いただく必要がありますので、お取引店までご来店ください。

平成30年以後、他の金融機関等にNISA口座を開設して新規投資しようとする場合には、平成29年10月2日以後、他の金融機関等にてNISA口座開設等のお手続きをしていただく必要があります。

●お客様が、平成30年以後は当金庫のNISA口座を継続利用することを希望されない場合で、平成29年9月27日までに届出書を当金庫にご提出いただけなかった場合

お取引店まで、平成30年以後、当金庫のNISA口座を利用して新規投資等することを希望しない旨を速やかにご連絡ください。お手続きをご案内いたします。

本件に関するご質問等がございましたら、お気軽にお取引店またはサポートセンターまでお問い合わせください。今後とも、長浜信用金庫をご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

〈ながしん〉サポートセンター 0120-549-808（平日9:00~17:00）

